

新潟県中学校教育研究会
研究主題

深い学び

にいたる授業

先生方とともに、「よりよい授業」を
今年度は3つの重点から
考え、学び合い、高め合うことを目指します
先生方の授業づくりをサポートします

重点1

生徒の学び

「深い学びの技法」を基に、学習過程の

充実を図り、生徒の資質・能力を育成します！

生徒の学習過程

生徒が学習内容を追究する中で、「深い学びの技法」を用いる

生徒は学習内容を獲得しながら、技法を用いて、資質・能力を活用・発揮する

生徒は学習内容をより深く理解することにいたり、資質・能力を異なる状況でも活用できる

「深い学びの20の技法」

過程	「深い学びの20の技法」
設定	①学んだ知識を活用して課題や目標を設定する
	②知識やデータに基づいて仮説の設定や検証をする
	③視点・観点・論点を設定して思考や表現をする
	④ R-PDCAサイクルを設定して活動や作品を改善する
	⑤資料やデータに基づいて考察したり検証したりする
思考	⑥複数の資料や観察結果の比較から結論を導く
	⑦視点の転換や逆思考をして考える
	⑧異なる多様な考えを比較して考える
	⑨学んだ知識や技能を活用して思考や表現をする
	⑩仲間と練り合いや練り上げをする
解決	⑪原因や因果関係、関連性を探る
	⑫学んだ知識・技能を活用して事例研究をする
	⑬理由や根拠を示して論理的に説明する
	⑭学習モデルを活用して思考や表現をする
	⑮自分の言葉で学んだことを整理しまとめる
表現	⑯要素的な知識や知見を構造化・モデル化する
	⑰既製の資料や作品を批判的に吟味検討する
	⑱身につけた資質・能力をメタ認知し成長につなげる
	⑳学習成果と自己との関わりを振り返る
	㉑学んだことを生かして、次の新しい課題を作る
評価	

授業のイメージ

設定の過程

生徒が学習対象に対する目的や課題、見通しをもてるように、技法（左表①～④）を手立てとして講じる

前の授業でうまくいったから、今日もこの観点で課題を追究してみよう！

前の授業で習った知識で予想してみたけど、結果が違う……。何てだろう？

「思考・解決・表現」の過程

生徒が教科等の資質・能力を存分に活用・発揮しながら、課題解決を図れるように、技法（左表⑤～⑱）を手立てとして講じる

みんなはどんな結果になったのかな？みんなが調べた結果を比べて考えてみよう。

AさんとBさんの解釈はなぜ違うのですか？2人の根拠を比べて考えてみましょう。

他の人はどんな解決方法考えたのかな？今日は、同じ解決方法の人と考えを交流してみよう。

評価の過程

生徒が資質・能力の高まりを実感しながら、学んだことを俯瞰したり、振り返ったりできるように、技法（左表⑲～㉑）を手立てとして講じる

他の人のアドバイスをみると、自分が作った作品は、Aの視点がもっと必要だな。再検討してみよう。

今回の単元で事象を考える視点は、別の単元を考える時も、有効な視点になりそうだな。

重点2

教師の学び

ファシリテーションを取り入れた会員の「深い学び合い」を推進します！

先生方の「深い学び合い」のために、県中教研が心掛けることはどんなことでしょうか？

学びの相似形

「学び合い」に大切なことは、参加者同士のインプットとアウトプットの量を増やし、話し合いの質を高めることです。

検討会や協議会の目的に応じて、ファシリテーション（話し合いを促進する技法）を取り入れることで、参加者のインプットとアウトプットの量や質が高まり、研究の理解が促進されます。参加者が自分事として、研究を捉えることができます。

県中教研では、検討会や協議会などでファシリテーションによって、「深い学び合い」の姿を実現し、会員が生徒と同じように「深い学び合い」に向かうことを大切にしています。これは生徒が深い学びにいたる姿と軌を一にするものです。

このように私たち教師と生徒の学びは「相似形」なのです。

重点3

中教研の活動

持続可能な研究活動の在り方を目指した改善を図ります！

令和6年度、「指定研究の在り方改善プロジェクト」を設置し、理事会、評議員会での審議を経て、今年度から指定研究の在り方を改善していきます。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
令和7・8年度指定研究 →移行期間－新支援制度の導入可能		令和9・10年度指定研究	
令和8・9年度指定研究 →移行期間－新支援制度の導入可能			
※移行期間に、新支援制度のヒアリングを実施し、大綱を作成する（各地区郡市中教研会長会、各地区校長会、指定研究関係者）。		①指定研究の部会の変更 生徒指導と進路部会がなくなり、15部会から13部会に。	
		②指定研究の地区ローテーションの変更 全ての教科・領域が4年に1度の指定研究に。	
		③支援制度の拡大（任意で活用可能） 同じ地区内の都市や隣接する他地区の都市から研究推進の委員委嘱が可能に。	

指定研究とは？

各都市の研究推進委員会による「深い学びにいたる授業」の授業研究、研究会による授業提案などを通して、会員一人一人の研修意欲の高揚と資質・能力の向上を目指す事業です。